

プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則

平成 30 年 12 月 18 日
経 済 産 業 省
公 正 取 引 委 員 会
総 務 省

1. デジタル・プラットフォームの基本的な評価

- 第四次産業革命下で ICT やデータを活用して第三者に多種多様なサービスの「場」を提供するデジタル・プラットフォームは、革新的なビジネス等を生み出し続けるイノベーションの担い手となっており、その恩恵は中小企業を含む事業者にとっては、市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高め、消費者にとっては、その便益向上にもつながるなど、我が国の経済や社会にとって、重要な存在となっている。
- 一方、複数の利用者層が存在する多面市場を担うデジタル・プラットフォームは、ネットワーク効果、低廉な限界費用、規模の経済等の特性を通じて拡大し、独占化・寡占化が進みやすいとされている。
- こうした評価を踏まえ、以下の方針を基本的な原則として、デジタル・プラットフォームの取引環境を整備するための制度や執行の在り方の検討を、関係省庁連携の下、早急に進める。

2. 基本原則

(1) デジタル・プラットフォームに関する法的評価の視点

- 利用者の安全管理や消費者保護等のための制度や執行を検討するに当たっては、検討の対象となる時点及び事業分野におけるデジタル・プラットフォームの重要性、技術水準、利用者の利便性等を考慮し、単なる「場の提供者」ではなくコントロール・ポイント等として捉えた設計の在り方も検討する。
- 検討に当たっては、デジタル・プラットフォームは以下の特性を有する場合もあり、特に巨大化したデジタル・プラットフォームはその可能性が高いことを考慮する。
 - ① 社会経済に不可欠な基盤を提供していること
 - ② 多数の消費者（個人）や事業者が参加する場そのものを、設計し運営・管理する存在であること
 - ③ そのような場は、本質的に操作性や技術的不透明性があること

(2) プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進

- 産業やビジネスのプラットフォーム化が進む中、我が国におけるプラットフォーム・ビジネスの更なる発展を促進し、イノベーションが生み出されるようにする必要がある。
- そこで、革新的な技術・企業の育成・参入に加え、以下の観点を考慮し、プラットフォーム・ビジネスに対応できていない既存の業法について、見直しの要否を含めた制度面の整備について検討を進める。
 - ① 既存の業法が、それぞれの守るべき社会的利益・価値の観点から、適切な規制を及ぼしているか。
 - ② デジタル・プラットフォーマーと事業者・消費者（個人）との間で、どのように法益保護の役割や責任を分担するのが適切か。
 - ③ 既存事業者とデジタル・プラットフォーマーとの間で、又は、国内外のデジタル・プラットフォーマー間で、競争条件の同等性が確保されているか。
 - ④ 認証や監査等の効果的な活用による信頼確保のための制度設計や、自主規制と法規制を組み合わせた共同規制等の柔軟な規制体系の在り方は考えられないか。

(3) デジタル・プラットフォーマーに関する公正性確保のための透明性の実現

- デジタル・プラットフォーマーにおいては、そのルールやシステムの不透明さが、利用者（事業者や消費者（個人））との関係で不公正な取引慣行やプライバシーの侵害等の温床となるおそれがあり、特に巨大化したデジタル・プラットフォーマーはその可能性が高い。
- そこで、透明性及び公正性の実現のため、以下の取組を実施する。
 - ① 透明性及び公正性を実現するための出発点として、大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める。
 - ② 各府省の法執行や政策立案を下支えするための、デジタル技術やビジネスを含む多様かつ高度な知見を有する専門組織等の創設に向けた検討を進める。
 - ③ 例えば、一定の重要なルールや取引条件を開示・明示する等、透明性及び公正性確保の観点からの規律の導入に向けた検討を進める。

(4) デジタル・プラットフォーマーに関する公正かつ自由な競争の実現

- デジタル・プラットフォーマーが拡大し、独占化・寡占化を果たす傾向にあることに鑑みると、事後規制としての競争法の執行は重要性を持つため、

デジタル市場の特性を踏まえた取組を進める必要がある。

- そこで、例えば、データやイノベーションを考慮した企業結合審査や、サービスの対価として自らに関連するデータを提供する消費者との関係での優越的地位の濫用規制の適用等、デジタル市場における公正かつ自由な競争を確保するための独占禁止法の運用や関連する制度の在り方を検討する。

(5) データの移転・開放ルールの検討

- デジタル・プラットフォーマーの下に大量のデータ等が集積する中、例えば、データポータビリティやAPI開放といったデータの移転・開放ルールの在り方は、データ駆動型社会において、消費者政策のみならず、競争政策や競争基盤の整備としても一定の意義を持つ。
- そこで、データの移転・開放ルールの内容・適否について、個人のデータ管理やアクセスに関する権利としてのアプローチや、イノベーションが絶えず生じる競争環境を整備するためのアプローチ等、様々な観点を考慮して検討を進める。

(6) バランスのとれた柔軟で実効的なルールの構築

- 以上の各検討に当たっては、デジタル分野におけるイノベーションにも十分に配慮しつつ、十分かつ適切にルールの実効性を確保できるよう、自主規制と法規制を組み合わせた共同規制等の柔軟な手法も考慮し、実効的なルールの構築を図る。

(7) 国際的な法適用の在り方とハーモナイゼーション

- 国際的なイコールフットイングの観点から、我が国国内向けに同様の事業を行っている国内事業者と海外事業者とが同等のルールに服するよう、我が国の法令の域外適用の在り方や、実効的な適用法令の執行の仕組みの在り方について検討を進める。
- デジタル・プラットフォーマーを巡る規律の在り方を検討するに当たっては、国際的なハーモナイゼーションも志向する方向で検討を進める。